横浜市踊場地区センター指定管理者公募要項

横浜市踊場地区センターの指定管理者(管理運営を実施する団体)を公募します。

1　指定管理者制度について

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年６月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

戸塚区（以下「区」という。）では、令和６年４月１日から横浜市踊場地区センターの管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2　公募の概要

(1)　公募対象施設

ア　名称

横浜市踊場地区センター（以下、「踊場地区センター」という。）

イ　所在地

横浜市戸塚区汲沢２丁目 23 番１号

ウ　施設概要　詳細は「横浜市踊場地区センター指定管理業務　特記仕様書」を参照

構　　造　鉄筋コンクリート造

階　　数　地上２階建て

延床面積　１，７７５．２１㎡

施設内容　１階：図書コーナー、娯楽コーナー、自習室、プレイルーム、体育室　など

２階：会議室（２部屋)、工芸室、音楽室、和室、料理室　など

(2)　指定期間

令和６年４月１日から令和11年３月３１日まで（５年間）

(3)　指定管理者の公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき、公募型プロポーザル方式による提案審査を行い、選定委員会の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下、「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下、「次点候補者」という。）を選定します。

(4)　選定委員会の設置

横浜市地区センター条例第13条の規定により「横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定委員会」を設置し、審査基準に基づいて書類審査及び面接審査等を行います。

(5)　選定結果の通知

選定結果については、全応募団体に対して文書で通知します。

また、審査の経過及び結果は、指定候補者として選定後、戸塚区役所のウェブサイトへの掲載等により公表します。

３　地区センターについて

地区センターは、横浜市地区センター条例に基づき、地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、講演会、研究会、サークル活動などを通じて相互の交流を深めることを目的として設置しています。（横浜市地区センター条例第１条・第２条）

地区センターのほか、コミュニティハウス、集会所、スポーツ会館などの施設が“地区センター”として条例に位置付けられています。

これらの施設を利用した様々な活動をきっかけに、地域コミュニティの醸成や地域の連携を図っていただくため、幼児からお年寄りまでの幅広い層の市民が気軽に利用できる施設です。

４　指定管理者が行う業務の範囲

(1)　踊場地区センターの利用の許可等に関すること。
(2)　踊場地区センターの運営に関すること。
(3)　横浜市地区センター条例第２条第２項に規定する事業の実施等に関すること。
(4)　踊場地区センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
(5)　その他、「踊場地区センター指定管理業務　仕様書」のとおり

５　指定管理料

地区センターの管理運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下、「施設及び設備」という。）の維持保全に係る清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む修繕費の経費を含みます。

指定管理業務に係る経費は、応募時の提案額に基づき、会計年度（４月１日から翌年３月 31 日まで）ごとに横浜市の予算の範囲内で、区と指定管理者が協議して決定します。（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）支払時期や額、方法等は協定にて定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、公募要項や協定で定めた水準を満たさなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。

賃金水準の変動への対応については、提案された人件費のうち給与等賃金水準の変動による影響を受けるものを、賃金水準の変動に応じて見直すことで、初年度の指定管理料から反映していきます。（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち給与等、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人員を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算して記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

６　公募及び選定のスケジュール

(1)	公募要項の配布期間	令和５年５月30日（火）　～　令和５年７月７日（金）
(2)	応募団体説明会及び現地見学会	令和５年６月20日（火）午後２時から午後４時まで
(3)	公募要項等に関する質問受付	令和５年６月21日（水）　～　令和５年６月28日（水）
(4)	質問に対する回答日	令和５年７月５日（水）（予定）

(5)　応募書類の受付期間　　令和５年７月11日（火）　～ 令和５年７月13日（木）
(6)　審査・選定（面接審査実施）　　令和５年８月22日（火）　午後２時から
(7)　選定結果の通知・公表　　令和５年９月中旬（予定）
(8)　指定管理者の指定　　令和６年１月中旬（予定）
(9)　指定管理者との協定締結　　令和６年３月（予定）

７　応募に関する事項

(1)　応募団体説明会及び現地見学会

応募方法、応募書類の記載方法等に関する説明会を開催します。応募を予定される団体は、必ずご参加ください。当日は、公募要項等の資料は配布しませんので、戸塚区役所ウェブサイトから資料をダウンロードする等、各自でご持参ください。なお、説明会終了後現地見学会を行います。

日　　時　令和５年６月20日（火）　午後２時から午後４時まで
場　　所　踊場地区センター

参加人数　各団体３名以内とします。

申込方法　参加を希望される団体は、令和５年６月16日（金）午後５時までに、「横浜市踊場地区センター指定管理者応募団体説明会及び現地見学会申込書」をＦＡＸ又はE-mailで戸塚区地域振興課に送付してください。
（FAXの場合は、送信後に担当まで電話（045-866-8415）で到達確認をしてください。）
（※説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用下さい。）

受 付 先　横浜市戸塚区地域振興課地域活動係
ＦＡＸ：045-864-1933
E-mail:to-shisetsu@city.yokohama.jp

(2)　質問の受付及び回答

公募要項等の内容に関する質問について、次のとおり受け付けます。

受付期間　令和５年６月21日（水）午前９時から
令和５年６月28日（水）午後５時まで

質問方法　ＦＡＸ又はE-mailで「横浜市踊場地区センターの指定管理者公募要項等に関する質問書」を、受付先に送付してください。
（FAXの場合は、送信後に担当まで電話（045-866-8415）で到達確認をしてください。）
なお、電話でのお問い合わせには応じかねますのであらかじめご了承ください。

受 付 先　横浜市戸塚区地域振興課地域活動係
ＦＡＸ：045-864-1933
E-mail:to-shisetsu@city.yokohama.jp

回　　答　令和５年７月５日（水）までに、戸塚区役所ウェブサイトへの掲載により回答します。（予定）

※戸塚区役所ウェブサイトＵＲＬ：
https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kusei/shiteikanrisha/5shitei/5shitei-chiku.html

(3)　応募団体の資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。

(4)　欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア　地方自治法施行令第167条の４の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること
イ　法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
ウ　労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの
エ　会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
オ　当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
カ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
※本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式11）を提出してください。
キ　指定管理者の責に帰すべき事由により、２年以内に指定の取消を受けたものであること
ク　２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
※共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとし、当該共同事業体の構成団体が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、２以上の共同事業体の構成団体として応募していないことが必要です。
※中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、当該中小企業等協同組合の担当組合員が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、２以上の共同事業体の構成団体として応募していないことが必要です。

⑸　応募手続きについて

ア　応募書類

（ア）　指定申請書（様式１）
（イ）　横浜市踊場地区センター　指定管理者事業計画書（様式２）
（ウ）　横浜市踊場地区センター自主事業計画書（様式３）
（エ）　横浜市踊場地区センター自主事業別計画書《単表》（様式４）
（オ）　令和６年度収支予算書（兼指定管理料提案書）（様式５）
（カ）　賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式６）
（キ）　欠格事項に該当しない宣誓書（様式７）
（ク）　応募団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（ケ）　履歴事項全部証明書（法人の場合）
（応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの）
（コ）　応募団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
（サ）　納税証明書［その３の３］（公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。）
（法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額の無いことの証明書です。）
（シ）　横浜市税の納税状況調査の同意書（様式８）
（応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。
なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税

状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）

（ス）　法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式９）

※公益法人又は人格のない社団等で収益事業等を実施していないことにより、法人税及び法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

（セ）　労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の１回分）等

（ソ）　健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の１回分）等

（タ）　厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の１回分）等

※各種社会保険への加入の必要がないため、（セ）・（ソ）・（タ）のいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書（様式10）」を提出してください。

（チ）　貸借対照表、損益計算書、財産目録等（直近３か年の事業年度分）

※任意団体にあってはこれらに類する書類

（ツ）　団体の現在の組織、人員体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

（テ）　設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの

（ト）　役員等氏名一覧表（様式 11）（イ　提出方法・部数【※注】参照）

※共同事業体として応募する場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出しさらに次の書類を提出してください。

（ナ）　共同事業体の結成に関する申請書（様式12）

（ニ）　共同事業体連絡先一覧（様式13）

ただし、応募書類のうち(キ)～（ト）については、全ての構成団体について提出してください。

※中小企業等協同事業組合として応募する場合には、さらに次の書類を提出してください。

（ヌ）　事業協同組合等構成員表（様式14）

ただし、応募書類のうち（キ）～（ト）については、全ての担当組合員について提出してください。

※その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

イ　提出方法・部数

団体名の記載のある応募書類を（ア）から順に並べ、クリップ留めをして編冊した正本１部、副本５部及び応募団体が特定できないようにしたうえで編冊した（ファイルに綴じた）７部を提出してください。

【※注】　（ト（様式 11））については、印刷済みの原本１部（写しは不要です）及び様式のデータ（ＣＤ－Ｒ等）を提出してください。

ウ　公募要項等の配布

（ア）　配布期間

令和５年５月30日（火）～令和５年７月７日（金）

(受付時間：土・日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで)

（イ）　配布場所

〒244-0003　横浜市戸塚区戸塚町16－17

横浜市戸塚区地域振興課地域活動係（９階94番窓口）

戸塚区役所ウェブサイトからもダウンロードができます。

戸塚区役所ウェブサイトＵＲＬ：

https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kusei/shiteikanrisha/5shitei/5shitei-chiku.html

エ　応募書類（指定申請書等）受付期間

令和５年７月11日（火）　～ 令和５年７月13日（木）

（受付時間：午前９時から午後５時まで）

オ　提出先

〒244-0003　横浜市戸塚区戸塚町16－17

横浜市戸塚区地域振興課地域活動係（９階94番窓口）

カ　提出方法

持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）で、ご提出ください。（受付期間内必着）

(6)　留意事項

ア　接触の禁止

選定委員会委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

イ　重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ウ　応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

エ　団体職員以外の者による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては構成団体、中小企業等協同組合にあたっては組合員となっている団体）の職員以外の者が、次の行為を行うことを禁止します。

（ア）指定管理者応募団体説明会及び現地見学会への代理出席

（イ）事業計画書等応募書類の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く）

（ウ）選定委員会の面接審査への出席

オ　応募団体の失格

応募団体が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

（ア）ア～エの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

（イ）応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

カ　応募書類の取扱い

応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

キ　関係書類の著作権

区（横浜市）が提示する設計図書（平面図等）の著作権は区（横浜市）及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

ク　情報の公開等

（ア）応募書類について

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求に基づき請求者に開示されます。

また、指定管理者となった団体の応募書類（事業計画書、指定管理料提案書・収支予算書、団体の概要等）については、議決後公表します。

その他、区（横浜市）が必要と認めるときには、応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。

（イ）審査の経過及び選定結果について

審査の経過並びに指定候補者及び次点候補者の選定結果（名称・点数）については、戸塚区役所ウェブサイトにて公表します。

ケ　応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際は、辞退届を提出してください。

コ　費用負担

応募に関して必要となる費用は応募団体の負担とします。

サ　団体の重要事項の変更

応募しようとする団体が、応募後に法人格等を変更（※）する可能性のある場合（応募時に法人化等の手続き中である場合など）は、必ず応募前に区と相談してください。

※法人格の変更とは、法人格を有していない団体が法人格を取得する場合、法人格の種類を変更するなど、法人格の一部を変更する場合も含みます。

シ　公募要項等の承諾

応募団体は、応募書類の提出をもって、公募要項、指定管理業務仕様書及び指定管理業務特記仕様書の記載内容を承諾したものとみなします。

８　審査及び選定に関する事項

⑴　審査方法

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式による提案審査を行い、選定委員会の意見を尊重して、指定候補者及び次点候補者を選定します。選定にあたっては、応募団体の応募書類及び面接審査等の内容を、指定管理者評価基準項目（別添）に基づき総合的に審査します。

また、面接審査では、プレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行いますので、団体の代表者又は代表者の代理人（団体内）合計３名までの出席をお願いします。面接審査に係る詳細は後日応募団体にお知らせします。

⑵　選定委員会

横浜市地区センター条例第13条の規定により「横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定委員会」を設置します。

【横浜市戸塚区地区センター及び戸塚公会堂指定管理者選定委員会】（敬称略・五十音順）

委　員　市川　美季（　税理士　）
　　嘉藤　亮　（　神奈川大学教授　）
　　金山　保　（　戸塚区青少年指導員協議会会長　）
　　菊池　賢児（　戸塚区連合町内会自治会連絡会会長・踊場地区連合町内会会長　）
　　小林　君江（　横浜市戸塚区民文化センター館長　）

⑶　会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

⑷　評価基準項目

別添「横浜市踊場地区センター指定管理者選定の評価基準項目」のとおり

なお、各項目における提案については、令和５年度戸塚区運営方針等の趣旨を踏まえて記載すること。

※財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※指定候補者及び次点候補者となるためには、選定委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計165点満点の６割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が１団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

※評価基準項目11(2)の評価にあたり、現在の指定管理者は現在の指定管理期間（R元～R５）の実績を示す書類（Ａ４　１枚 表面のみ）を作成し、戸塚区地域振興課に提出することを可能とします。

９　選定結果の通知内容及び指定手続き等

(1)　選定結果の通知内容

令和５年９月中旬を目途に全応募団体に、文書にて通知します。通知内容は次のとおりです。

ア　指定候補者（１位団体）への通知：指定候補者の名称・点数

イ　次点候補者（２位団体）への通知：指定候補者及び次点候補者の名称・点数

ウ　３位以下の団体への通知：指定候補者、次点候補者及び当該団体の名称・点数

(2)　指定の手続き

指定候補者は、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

なお、指定にあたっては、指定管理者として指定した団体へ文書で通知するとともに、横浜市公告式条例（昭和25年横浜市条例第35号）の定めるところにより公告します。

(3)　協定の締結

区は、指定候補者と細目について協議を行い、その後、指定候補者が市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(4)　協定の主な内容

協定の内容は概ね次のとおりとします。詳細については別添の基本協定書（素案）を御確認ください（※最終的な内容は指定候補者に提示します）。

ア　管理運営業務の範囲及び実施に関する事項

イ　指定期間に関する事項

ウ　利用の許可等に関する事項

エ　事業計画書に記載された事項

オ　利用料金及び減免等に関する事項

カ　横浜市が支払うべき経費等に関する事項

キ　施設内備品の管理等に関する事項

ク　管理運営業務に関し保有する個人情報の保護等に関する事項

ケ　利用状況及び事業報告等に関する事項

コ　業務の評価等に関する事項

サ　指定の取消及び管理業務の停止等に関する事項

シ　損害賠償等に関する事項

ス　地区センター委員会の設置等に関する事項

セ　その他区長が必要と認める事項

(5)　指定候補者の変更

市会の議決を得られないとき、又は指定手続の過程で指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

この場合、区は、次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、市会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。

なお、市会の議決を得られず指定候補者を指定管理者として指定しないこととした場合においても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

10　添付資料

(1)　指定申請書（様式１）
(2)　横浜市踊場地区センター　指定管理者事業計画書（様式２）
(3)　横浜市踊場地区センター自主事業計画書（様式３）
(4)　横浜市踊場地区センター自主事業別計画書《単表》（様式４）
(5)　令和６年度収支予算書（兼指定管理料提案書）（様式５）
(6)　賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式６）
(7)　欠格事項に該当しない宣誓書（様式７）
(8)　横浜市税の納税状況調査の同意書（様式８）
(9)　法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式９）
(10)　労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書（様式 10）
(11)　役員等氏名一覧表（様式 11）
(12)　共同事業体の結成に関する申請書（様式 12）
(13)　共同事業体連絡先一覧（様式 13）
　※(12)、(13)は、共同事業体を結成して応募する場合に使用
(14)　事業協同組合等構成員表（様式 14）
　※(14)は、中小企業等協同組合として応募する場合に使用
(15)　横浜市踊場地区センターの指定管理者公募要項等に関する質問書（※質問時に使用）
(16)　辞退届（※応募書類提出後に辞退する際に使用）
(17)　横浜市踊場地区センター指定管理者応募団体説明会及び現地見学会申込書
(18)　横浜市踊場地区センター指定管理者選定の評価基準項目
(19)　横浜市踊場地区センター指定管理業務　仕様書
　仕様書別紙１　個人情報取扱特記事項、個人情報保護に関する誓約書、研修実施報告書
　　別紙２　リスク分担表
　　参考資料　維持管理業務一覧
(20)　横浜市踊場地区センター指定管理業務　特記仕様書（施設概要及び業務基準）
(21)　指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き
(22)　参考資料（※地区センター条例、施行規則、基本協定書（素案））

11　その他

(1)　課税に関する留意事項

会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、横浜市財政局主税部法人課税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

(2)　指定の取消等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の２第11項の規定に基づき、指定管理者の指定の取消又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

ア　当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ　地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ　地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ　当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ　応募の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ　指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能、又は、著しく困難になったと判断されるとき

キ　指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき

ク　指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき

ケ　不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ　指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ　当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ　その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

なお、指定管理者の責に帰すべき事由により、指定の取消又は管理業務の停止を行った場合は、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

12　問い合わせ先（事務担当）

〒244-0003　横浜市戸塚区戸塚町16－17
横浜市戸塚区地域振興課地域活動係（９階94番窓口）
電話：045(866)8415　FAX：045(864)1933
E-mail:to-shisetsu@city.yokohama.jp

横浜市踊場地区センター指定管理者選定の評価基準項目

項目		審査の視点（例）	配点
1	基本条件の理解度		１５
	(1) 設置目的、区政運営上の位置付け	「施設の設置目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。	5
	(2) 地域特性、地域ニーズ	「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか。	10
2	公平性		１０
	(1) 公の施設としての管理	公の施設としての考え方に基づき、全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。	10
3	安定性・安全性		２５
	(1) 管理運営に必要な組織、人員体制	安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。	5
	(2) 個人情報保護等の体制・職員研修計画	個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。	5
	(3) 区防災計画、地域と連携した防災への取組	横浜市（区）防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。	5
	(4) 緊急時、危機管理の対応	設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。	5
	(5) 維持管理計画、修繕計画	安全かつ安定した施設及び設備の維持管理計画、長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。	5
4	運営の実施効果		２５
	(1) 設置理念を実現する運営内容	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、地区センターの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。	10
	(2) 他施設等との連携	他施設等と連携した運営に取組み、地域コミュニティの醸成や利用者満足度を向上させる具体的な取組などが提案されているか。	5
	(3) 利用促進策	利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。	5
	(4) 利用料金の設定	需要動向を踏まえた効果的な料金設定等の工夫を行っているか。	5
5	利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組		２０
	(1) 利用者ニーズの把握と運営への反映	地域特性を活かして、利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。	10
	(2) 利用者サービス向上の取組	利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。	10

裏面あり

6	効果的な自主事業展開		２０
	(1) 地区センター自主事業の趣旨	地区センター自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。	5
	(2) 幅広い層の参加	内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。	5
	(3) 事業の質	質の高い事業を行う工夫が行われているか。	5
	(4) 料金設定	地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか、多彩で魅力的な事業の実施にあたっては妥当な参加費の設定となっているか。	5
7	効率性		２５
	(1) 施設及び設備維持の効率化	施設及び設備の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。	5
	(2) 収支計画の考え方	収支計画は適切か。 不可抗力の影響等で利用料金収入が減となった場合の具体的な対応方法が提案されているか。	10
	(3) 増収策、運営の効率化	利用料金の増収や運営の効率化等により、指定管理料の削減に繋がっているか。	10
8	横浜市の重要施策に対する取組		10
	(1) 横浜市の重要施策への取組	横浜市の重要施策及び戸塚区運営方針の趣旨を踏まえた取り組みや提案がされているか。	10
9	新型コロナウイルス感染症等に係る対応		5
	(1) 事業計画や運営上の工夫	感染症の影響を受けた行動や生活の変化を反映した自主事業や施設運営への取組がなされているか	5
10	団体の状況、積極性		１０
	(1) 団体の状況	団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。	5
	(2) 積極性	本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。	5
	合計		165
11	加減点項目		
	(1) 市内中小企業等であるか	応募団体は、市内中小企業又は地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体か。	5
	(2) 前期の管理運営の実績 (現在の指定管理者のみ)	（現指定管理者が応募した場合） 区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。 （要求水準を下回った場合は、減点対象）	－5 ～ 10